

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案について（概要）

- 1．石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号。以下「改正法」という。）が平成18年2月10日に公布され、改正法附則第1条第2号の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の改正については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。
- 2．今回、改正法に係る以下のスケジュール及び関係事業者団体への周知等の期間を勘案し、改正法における廃棄物処理法関係部分の施行日を平成18年8月9日と定めることとする。

（改正法の公布から施行までのスケジュール）

改正法成立	平成18年2月3日（金）
改正法の公布	平成18年2月10日（金）
関係政省令等に係るパブリックコメント	平成18年6月9日（金） ～7月8日（土）
関係政令の閣議日	平成18年7月21日（金）
関係政省令等の公布	平成18年7月26日（水）